

C h e e r

(第2号) 2010/04/28

[若手教職員向け高教組通信]

長崎高教組は
若い教職員の皆さんを
応援します

発行責任者：高教組書記長 馬場 隆

< 給与明細の見方 その2 >

教職調整額は時間外手当(残業手当)の代わりではありません

銀行コード	所属	職員番号	表級号給	氏名	現金額
			E 2 - 1 6		

支 給	給料	調整額	教職調整額	管理職手当	扶養手当	地域手当	特手当	準特手当	通勤手当
	☆	A	B		C	D			
	住居手当	時間外休日夜間	農林漁改手当	教員特別手当	産教手当	定通手当	初任給調整手当	月額特勤手当	実績特勤手当
	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	育児休業給	単身赴任手当	管理職特別勤務			支給総額

今回は上記の給与明細の様式のA～Dの手当などについて解説します。

A 調整額

同様な職務の級に属する他の職員に比べ、著しく特殊な職務をしている職員に対して、その特殊性に基づいて、給料月額に上乘せして支給されるものです。学校現場では、特別支援学校に勤務する教育職員(教諭・養護教諭・実習教員など教育職給料表の該当者)と水産実習船に乗り組む海事職員に支給されています。金額は次のようにして計算されています。

(給料表の級に応じた調整基本額) × 調整数

※調整基本額は教育職 2 級の場合、11,000 円(25 号級以下は減額あり)

※調整数は昨年度の賃金確定の際に改悪され、特別支援学校が 2 から 1.5 に、海事職が 1 から 0.5 になりました。

※ボーナスをはじめとする様々な手当や諸掛金(共済組合掛金等)を算定する基礎に含まれます。

B 教職調整額

「義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」(給特法)に基づいて、教育職員に対して給料月額(☆の金額)の 4% が支給されます。給特法では教育職員には時間外手当や休日手当を支給しないことが定めてあることをみて、この教職調整額が時間外手当等の代わりであるかのように言う人がありますが、そうではありません。そもそも給特法は教育職員の時間外勤務を、職員会議などの限られた業務(限定 4 項目)で、臨時又は緊急やむを得ない場合だけに限定しているのですから、教育職員に日常的に時間外勤務をさせることは違法なことになります。

県教委は、教職調整額について、「教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給されるもの」と説明しています(「給与事務の手引き」)。

※この教職調整額も諸手当や掛金の算定基礎になります。

C 扶養手当

扶養親族のある職員に支給されます。支給額は次のとおりです。

・配偶者… 13,000 円

・子や 60 歳以上の父母など… 6,500 円

※満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子は 5,000 円加算

※配偶者がいない場合は、扶養親族のうち 1 人は 1,100 円

※年間所得の見込みが 130 万程度以上の場合は扶養親族になりません。

D 地域手当

学校のある地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県の人事委員会が定める学校に勤務する職員に支給されます。現在は合併以前の長崎市にある学校と鶴南特別支援学校の教職員に支給されています。支給額の計算は次のとおりです。

(給料月額 + 調整額 + 教職調整額 + 扶養手当) × 3%

※高教組は、人事院(国の機関)が行う民間賃金との比較は県単位であり、地域手当も県単位で支給されるべきだと要求しています。

あなたも高教組へ 過去から現在 現在から未来へのバトンタッチの輪の中へ